

○神戸大学内海域環境教育研究センター「マリンサイト」共同利用規程
(平成26年5月20日制定)
改正 平成28年3月31日

(趣旨)

第1条 この規程は、神戸大学内海域環境教育研究センター規則(平成19年3月20日制定)第9条第3項の規定に基づき、神戸大学内海域環境教育研究センター「マリンサイト」(以下「マリンサイト」という。)の共同利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「共同利用」とは、他の大学、短期大学、高等専門学校、機関等(以下「他の大学等」という。)がマリンサイトを利用するすることをいう。
(利用の申請及び承認)

第3条 共同利用をしようとする他の大学等は、所定の申請書を神戸大学内海域環境教育研究センター長に提出し、承認を受けなければならない。
(共同利用の実施)

第4条 マリンサイトは、共同利用に参加する学生への教育に協力するものとする
。

(損害賠償)

第5条 共同利用を行う他の大学等は、故意又は過失により、マリンサイトの設備、備品等を損傷又は滅失した場合は、その損害を弁償するものとする。

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、共同利用に関し必要な事項は、別に定める
。

附 則

この規程は、平成26年5月20日から施行する。

附 則(平成28年3月31日)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。